令和７年第７回

君津市農業委員会議事録

令和７年７月４日（金）

令和７年第７回君津市農業委員会議事録

日　時　令和７年７月４日（金）午後１時３０分から午後２時２６分

場　所　君津市役所５階　大会議室

招集者　君津市農業委員会会長　鮎　川　正　幸

議　事　日程第１　会期の決定

日程第２　議事録署名委員の指名

日程第３　議案第　１号から議案第１４号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第４　議案第１５号から議案第１８号　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第５　報告第　１号から報告第　５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第　６号から報告第１２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告第１３号から報告第３２号　地域計画（目標地図）の変更申出について

報告第３３号から　市民農園の閉園について

出席委員（１１名）

１番	内　海　孝　夫	２番	鮎　川　正　幸
３番	水　野　徳　子	４番	小笠原　武　男
５番	笹　本　幸　恵	６番	宇　野　真　弘
９番	小　泉　春　水	１０番	齊　藤　昇
１２番	長谷川　貢	１３番	鈴　木　隆
１４番	石　井　和　美		

欠席委員（１名）

１１番　重　田　忠　男

出席した職員

事務局長	安田　禎則
事務局次長	永蔦　一環
農業委員会事務局主査	占部　和裕
農業委員会事務局副主査	古市　和也

◎会長挨拶

会　　長　皆さん、お忙しい中、農業委員会へ出席、御苦労さまです。

今年、皆さんもこの暑い中、雨が降らない梅雨だということになっておりますね。このまま梅雨が終わってしまうのではないかというような状況だそうです。猛暑が続くので、水不足がこれから心配になるのではないかというような状況です。また、この稲もこの高温で障害がまた出てしまうのではないかなという声もあります。

こういう状況がこのまま毎年続くのではないかということで、この気温、気候ですね、これに対して農業のほうも対応していくような形を取っていく必要があるのではないかなと。それに強い、稲の場合ですけれども、高温障害に強いような稲を作るとか、そういうことが必要なんじゃないかというふうに思われます。そういうことをしてでも、頑張っていきたいなと思いますので、皆さんよろしくお願いしたいと思います。

農業委員会のほうですね、遊休農地調査が、皆さんやっていただいていると思いますが、この後、総会の終了後に農業者年金の説明会がありますので、いろいろ忙しい時期ですけれども、成果が出るように頑張ってお願いしたいと思います。

それでは、総会のほうよろしくお願いします。

◎諸般の報告

会　　長　それでは、６月の総会以降に出席した会議、行事等を報告いたします。

６月４日、千葉ロッテマリーンズのファーム本拠地移転に関する意見交換会及び令和７年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会に出席しました。

６月２３日、令和７年度農業者年金加入推進対策会議に出席いたしました。

６月２６日、一般社団法人千葉県農業会議第121回通常総会が、千葉市のホテルプラザ菜の花で開催され、私と事務局長が出席いたしました。

また、同日午後、市町村農業委員会会長・事務局長会議が、同ホテルで開催され、私と事務局長が出席いたしました。

出席した会議・行事等の報告は以上です。

それでは、総会に入ります。

議　　長　本日は、１名の方から傍聴の申し込みがありましたので、御了承願います。

傍聴人は、入室してください。

（傍聴人入室）

議　　長　会議に先立ちまして、傍聴人の方には、会議を傍聴するにあたり、受付時にお渡ししてあります傍聴要領の「会議の傍聴人の遵守事項」等を守っていただき、会議の進行に御協力をお願いいたします。

◎開　会　　（午後１時３０分）

議　　長　開会をいたします。

ただいまの出席委員は11名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和７年第７回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、11番、重田忠男委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎会期の決定

議　　長　日程第１、会期の決定を議題といたします。

会期は本日１日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　異議ないものと認め、会期は本日１日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第２、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第１６条第２項の規定により、私から指名いたします。

13番、鈴木　隆委員、３番、水野徳子委員の２名にお願いします。

◎議案第１号ないし議案第１４号

議　　長　日程第３、議案第１号ないし第１４号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、議案第１号について説明いたします。

山高原地先の田２筆、面積2,135平方メートルを売買により所有権移転をするものでございます。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は取得して経営規模の拡大を図るためでございます。

許可基準として、譲受人は現在8,900平方メートル余の農地の経営をしており、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、２名で延べ600日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第２号から第６号までは、譲受人が同一で、申請地は一団の土地となっておりますので、一括にて説明いたします。

中島地先の田７筆、合計面積5,335平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

まず、今回、申請のあった譲受人は、新たに農地を取得して農業経営を行おうとする法人であります。法人が農地を取得するためには、農地法第２条第３項に定められた農地所有適格法人としての要件を満たす必要がございます。

条件の１つとしまして、法人の形態要件として、農事組合法人、持分会社、株式会社のいずれかであること。

１つとして、事業要件として、その法人の主たる事業が農業であること。

１つとして、構成員要件として、その法人の議決権の過半数は、農業に関連する者で占められていること。

最後に、役員要件として、役員の過半数は株主であり、またその過半数は農業に150日以上従事かつ農作業に60日以上従事することとなってございます。

いずれの要件も、当該法人の定款並びに農業経営実施計画書によって満たしているか、今後満たす見込みであることを確認しております。

次に、申請地の現状についてですが、当該申請地は、令和３年９月に今回の譲受人である法人の関連企業が、農地法第３条による貸借権設定の許可を受け、ブルーベリーの栽培を行っております。

また、併せて営農型太陽光発電施設が設置されており、こちらの農地法第５条による一時転用許可につきましては、本年４月総会において期間延長の許可申請がなされ、県の許可を受けております。

今回の申請理由は、農業経営への新規参入を図るため、この土地の所有権を取得し、ブルーベリーの栽培を承継していこうとするものであります。

なお、今回の申請にあわせ、現土地所有者と今回の譲受人である法人の関連企業とで結ばれていた貸借契約については、解除されております。

許可基準として、必要な農機具については、トラクター、管理機、運搬車、農業用トラッ

ク等を引き継ぎ所有することとしており、農業従事日数については、２名で延べ350日と申告しております。これまでと同一人物が耕作を続けていくような理由でありますので、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第７号について説明いたします。

植畑地先の田３筆、合計面積2,558平方メートルの賃貸借権の設定であります。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人に貸し出すことで維持管理を図る。譲受人は農業への新規参入を図りたいとしております。

なお、ブルーベリーの栽培を計画しております。

許可基準として、譲受人は新規就農者にあたりますが、提出された営農計画書によれば、既存の農園でブルーベリー栽培の研修を受けた者を農園長として迎え入れ、２名体制で経営を行っていくとしております。

農機具は、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は、２名で延べ210日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第８号について説明いたします。

植畑地先の田１筆、面積1,590平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は体調不良により離農したいため、譲受人は申し入れを受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は3,415平方メートルの農地を経営しており、農機具は、耕運機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は、２名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第９号について説明します。

寺沢地先の畑２筆、合計面積1,831平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で農業契約を縮小したいため、譲受人は耕作面積の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は35,000平方メートル近くの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しております。

農作業従事日数は、４名で延べ960日と申告しており、資格等については問題ないと思わ

れます。

続きまして、議案第１０号について説明いたします。

柳城地先の田１筆、面積2,375平方メートルの賃貸借権の設定であります。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人に貸し出すことで維持管理を図る。譲受人はブルーベリー事業の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は、現在、富津市において1,600平方メートルほどの農地を借り受け、ブルーベリー栽培を行っており、富津市農業員会からの農業経営実態証明が添付されております。

農機具は、草刈り機、運搬機を所有しています。

農作業従事日数は、５名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第１１号、第１２号は、譲受人同一で関連がありますので、一括で説明いたします。

柳城地先の田４筆、合計面積3,653平方メートルの賃貸借権の設定であります。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人に貸し出すことで維持管理を図る。譲受人は農業への新規参入を図りたいとしております。

なお、ブルーベリーの栽培を計画しております。

許可基準として、譲受人は新規就農者にあたりますが、提出された営農計画書によれば、既存の農園でブルーベリー栽培の研修を受けた者を農園長として迎え入れ、２名体制で耕作を行っていくとしております。

農機具は、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は、２名で延べ210日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第１３号について説明いたします。

大中地先の田２筆、合計面積2,358平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は財産整理にあたり耕作を依頼していた譲受人に譲渡するもの。譲受人は依頼を受けて農業経営の規模を拡大するためとしています。

許可基準として、譲受人は本年４月と６月総会において、所有権移転の許可を受けており、現在の経営面積は3,119平方メートルとなっております。

農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈機を所有しています。

農作業従事日数は、３名で延べ630日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第１４号について説明します。

笹地先の田１筆、面積306平方メートルを売買により所有権移転をするものでございます。

申請理由として、譲渡人は財産整理にあたり譲受人に譲渡するもの。譲受人は依頼を受け取得するものとしております。

許可基準として、譲受人は1,469平方メートルの農地を経営しており、農機具は、耕運機、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は、３名で延べ630日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第１号について、１番、内海委員からお願いします。

内海委員　１番、内海です。

議案番号１番ですが、申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

第３条による所有権移転で、昨年になります。

現地ですが、別冊１ページをお願いします。

市道４号幹線を鴨川方面に向かい、スマートインターから約１キロ入っていきまして、右方向に曲がり、自治会館のすぐ先になります。あっ、ごめんなさい、間違えました。本郷幹線を館山道の手前の右側になります。それと、もう一つが、先ほどの説明どおり、自治会館を抜けまして、一番奥になります。軽がやっと入れる場所でございます。

６月２３日、譲受人と現地を確認しました。圃場のほうはきれいに整備されておりました。軽トラがやっと入れる場所ですが、水稲栽培にはちょっと無理があります。畑と使用して野菜の栽培をするということです。現在、自宅前の無人販売所で直売所化する予定ということでございます。特に問題ないと思います。

御審議のほどお願いします。

議　　長　続きまして、議案第２号ないし第６号について、４番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員　４番、小笠原です。

議案第２号から第６号について、同一なので一括して説明します。

詳細は、事務局で読まれたとおりです。

申請場所は、別冊の２ページを御覧ください。

現場は、小糸川沿岸土地改良区事務所から約200メートル付近に位置する田んぼですが、現在は太陽光及びブルーベリーが栽培されていて、７月20日、譲受人立ち会いによる現地を確認しました。

現在は、太陽光とブルーベリーが栽培されていて、立会人は維持管理していく上で特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第７号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　９番、小泉です。

第７号議案について、説明いたします。

詳細は、事務局説明のとおりです。

場所は、別冊の３ページ、御覧ください。

地図上ですと、左側に国道465号線なのですが、平田地先になりますが、地図には載っていないのですけれども、西粟倉の交差点から約1.3キロ先になりますが、そこから左へ約300メートル入ったところの角地から４枚目の農地になります。

こちらのほう、６月２４日に代理人と現地確認、聞き取り調査を行いました。

現地には、既にブルーベリーの植栽がされておりまして、隣の農地もやはり同様にブルーベリーを植栽されている農地でした。

周辺の環境等、何ら影響はないものと思われますので、問題はないと思われます。

よろしく御審議ください。

議　　長　続きまして、議案第８号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　同じく、平田地先の同じ場所から、やはり同様に300メートルほど入ったところになります。

先ほど第７号議案、こちらのほうは４枚目の田でしたけれども、こちら第８号議案のほうは、農道脇の１枚目の田んぼということになります。代理人との現地確認、同様に６月２４日に行いました。譲受人の所有農地の隣の農地ということで、米を作りたいというお話でしたので、何ら問題になる要素はないと思いますので、よろしく御審議ください。

議　　長　続きまして、議案第９号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員　10番、齊藤です。

議案番号９番について、説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明がありましたそのとおりでございます。

現地の説明ですけれども、別冊の４ページを御覧ください。

県道長浦上総線小櫃地区の寺沢というところになります。寺沢の信号を愛宕方面に向かい、400メートルくらい先を右に曲がり、200メートル先の右側の畑が現地でした。

現地確認は、６月２３日に代理人と現地確認、申請内容について確認してきました。

申請地は、現在、畑として耕作されていました。

譲渡人のほうは高齢で農業経営を縮小したいため、譲受人のほうは耕作面積を拡大したいというためです。

以上のことから、所有権移転に特に問題はないと思われます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第１０号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員　13番、鈴木でございます。

議案番号第１０番について、御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の５ページをお開きください。

申請地は、国道465号、名殿の信号を亀山方面に向かいまして、電化のタカデンの前を過ぎて、150メートルほどのところを左折しまして、柳城自治会館の手前の左側でございます。

６月２３日午前に、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。

現地は、既にブルーベリーの苗木が植栽されております。譲渡人は、相続によりこの土地を取得しましたが、高齢のため農地の維持管理が大変になり、譲受人に賃貸借契約によりこの土地を貸し付けることにしたそうです。

譲受人は、富津市内でブルーベリー栽培を行っており、経営規模を拡大するため、この土地を借り受けることにしたそうです。

君津市内の大井戸に居住している方を農園長に任命して、農作業を行わせるそうです。

申請地の周りがブルーベリー植栽地になっており、問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第１１号から第１２号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員　次に、議案番号１１番、１２番については、譲受人が同一でありますので、一括して御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、同じく別冊の５ページを御覧ください。

国道465号、名殿の信号を亀山方面に向かいまして、電化のタカデンの前を過ぎまして、150メートルほどのところの国道の左側とその先の畳の作業場、そこを左折したところが申請地でございます。

６月２３日午前に、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。

現地は、既にブルーベリーの苗木が植栽されております。

２名の譲渡人は、いずれも農地の維持管理が大変なので、譲受人に賃貸借契約により貸し付けることにしたそうです。

譲受人は、ブルーベリー栽培で新規に農業経営を始めるそうです。

市外に居住しておりますが、君津市内の浦田に居住している人を農園長として任命し、農作業を行わせるそうです。営農計画書、農業経営実施計画書も添付されています。

申請地の周りは、既にブルーベリー栽培地となっており、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第１３号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員　次に、議案番号第１３番について、御説明いたします。

申請内容の詳細は、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、別冊６ページをお開きください。

６ページの中央にある道路は、県道24号千葉鴨川線でございます。

加名盛の清水トンネルを出まして、大中交差点を鴨川方面に右折して、１キロメートルほど行ったところを左折しまして、300メートルほど下ったところでございます。

６月２３日午前に、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。

譲渡人は高齢になり財産の整理を行うに当たり、今まで譲受人に耕作を委託していたこの土地の譲渡を申し出たそうです。

譲受人は譲渡の申し出を受け、農業経営規模を拡大して経営の安定化を図るために、取得することにしたそうです。

問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　続きまして、議案第１４号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員　14番、石井です。

議案番号第１４番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局の説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の７ページを御覧いただきたいと思います。

県道千葉鴨川線24号を鴨川方面に向かいますと、笹というところに信号があります。その信号の手前、100メートル手前の道路沿いの左側が申請地となります。

譲渡人は財産整理のため隣地居住の譲受人に譲渡の依頼をし、今回の所有権移転とのことでございます。

６月２２日、代理人の同行にて、現地の確認をいたしました。耕作はしていないけれども、草刈り等はしてあり、ここに野菜等を作りたいとのことでありました。

また、付近では太陽光発電施設が稼働しておりましたが、近隣等についても特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　ただいま、議案第１号ないし議案第１４号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第９号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１０号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願いま

す。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第１５号ないし議案第１８号

議　　長　日程第４、議案第１５号ないし第１８号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第１５号ないし議案第１６号については、譲受人が同一ですので一括して御説明いたします。

議案書の５ページを御覧ください。

山高原地先の田２筆のうち、１筆は面積1,552平方メートル、もう１筆は1,299平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル、それぞれ160枚を設置したいとのことです。

造成計画としては、土地内で一部高低差を少なくするために、整地工事を行います。

排水は雨水だけで自然浸透です。

周辺地より低い位置になることから、隣地に雨水が流出する恐れはありません。

工事については、敷地内のみで建設機械を使用し、道路への出入りの際は、誘導員による安全確保を行います。

周辺農地との境界に、１メートルのメッシュ状のフェンスを設置し、周囲からの侵入を防ぎます。

パネルの配置位置は低くなることから、隣地の日射は妨げません。

続きまして、議案第１７号について御説明いたします。

広岡地先の田１筆、面積1,196平方メートルのうちの52平方メートルと、畑１筆、面積287平方メートル、合計339平方メートルを所有権移転により太陽光発電設備のメンテナンスに伴う進入路へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

譲受人が所有する太陽光発電所に隣接する場所であり、メンテナンス及び緊急時電力会社等進入路として整地のみ行います。

排水は雨水だけで自然浸透です。

整地のみですが、工事中は十分に注意して施行します。

議案第１８号について御説明いたします。

議案書の６ページを御覧ください。

折木沢地先の田１筆、面積510平方メートルと宅地399.92平方メートルを所有権移転により駐車場兼木材置場兼作業場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

敷地は、車両転回スペースと駐車場部分は砕石を敷き、進入路は１メートル拡幅し、ＲＣ舗装仕上げします。また、敷地内は埋立てをせず、整地後に転圧して利用します。

駐車区画はトラロープにて仕切り、申請地周辺を覆うような囲いは実施しません。

排水は雨水だけで自然浸透です。

用水及び雑排水はありません。

工事中は事故防止に努め、地域防災に協力します。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第１５号ないし第１６号について、１番、内海委員からお願いします。

内海委員　議案第１５号、第１６号の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

第１５号ですが、市道４号を鹿野山方面に向かい、スマートインターを過ぎまして、右折しまして、山高原自治会館のすぐ右側になります。もう一つは、127号線を館山方面に向かい小山野トンネルの手前を左に入って、すぐ左になります。

６月２４日、代理人と現地を確認いたしました。

圃場は草刈り等をしており、特に問題はありません。

また、隣接農地耕作者には既に説明してあるということです。

譲渡人につきましては、管理が難しい。特に問題ないと思います。

御審議のほどお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第１７号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員　13番、鈴木です。

議案番号第１７番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の９ページを御覧ください。

国道410号、ＪＲ久留里線平山駅から松丘駅方向に向かい、丸晴自動車の前を通りまして、500メートルほどいったところの右側が申請地であります。

６月２４日に、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。

現地は、譲受人の太陽光発電所が稼働しており、発電所の維持管理のための進入路と緊急時の対応のための作業スペースの確保を目的とした転用でございます。

譲渡人は、この発電所建設に協力しており、進入路及び作業スペースの転用であり、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、この地域で多数の太陽光発電を稼働しており、問題も起きていないことから、問題はないと思われます。

なお、令和７年２月１７日付で、君津市長から、農用地区域から除外した旨の通知を受けております。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第１８号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員　14番、石井です。

議案番号１８号につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局より説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の10ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号線を大多喜方面に向かいまして、亀山ダムを通過しますと、左側に亀山自動車があります。100メートルほど行ったところで右側の集落に入り、50メートルぐらいの右側が申請地になります。

草刈り等はしてあり、隣接する家屋についても既に購入してあるとのことでした。

譲渡人は遠方に居住しており、隣接している農地の所有権移転となりました。

譲受人は先ほど説明のとおり、駐車場及び木材置き場及び作業場とのことであります。

６月２４日に代理人と現地の確認をいたしましたところ、近隣等につきまして、農地も皆休耕しておる状況でございました。特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎報告第１号ないし報告第１２号

議　　長　日程第５、報告第１号ないし第１２号について、報告第１号ないし第５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第６号ないし第１２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第１号ないし第１２号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がないようですので、報告第１号ないし第１２号を終わります。

◎報告第１３号ないし第３２号

議　　長　次に、報告第１３号ないし第３２号　地域計画（目標地図）の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局　地域計画（目標地図）の変更申出について、着座にて御説明いたします。

議案書13ページを御覧ください。

報告第１３号、第１４号は、別冊２の１ページ、皿引地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第１５号から第１８号は、別冊２の２ページから４ページ、山滝野地先において太陽光発電を計画するものです。

議案書、同じく13ページの報告第１９号は、別冊２の５ページ、貞元、中富地先において都市公園設備事業を計画するものです。

報告第２０号は、別冊２の６ページ、根本地先において太陽光発電所開閉所を計画するものです。

報告第２１号、第２２号は、別冊２の７ページ、東粟倉地先において太陽光発電を計画するものです。

議案書24ページを御覧ください。

報告第２３号は、別冊２の賀恵渕地先において育苗施設と農業用倉庫施設を計画するものです。

報告第２４号は、別冊２の９ページ、末吉地先において専用住宅を計画するものです。

報告第２５号は、別冊２の10ページ、久留里市場地先において車両置き場、部品集積場を計画するものです。

報告第２６号は、別冊２の11ページ、久留里市場地先において専用住宅を計画するものです。

報告第２７号は、別冊２の12ページ、浦田地先において駐車場用地を計画するものです。

報告第２８号、別冊２の13ページ、川谷地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第２９号、別冊２の14ページ、愛宕地先において早成桐育成圃場を計画するものです。

報告第３０号は、別冊２の15ページ、大中地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第３１号は、別冊２の16ページ、蔵玉地先において太陽光発電施設を計画するものです。

報告第３２号は、別冊２の17ページ、笹地先において太陽光発電を計画するものです。

以上につきまして、市長に目標地図の変更について送付いたします。

説明は以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告第１３号ないし第３２号について、意見がありましたら、お願いします。

（「これは農業委員が確認をしているんですか」と呼ぶ者あり）

事務局　はい、皆さんには現地を見ていただいて。

（発言する者なし）

議　　長　意見がないようですので、地域計画（目標地図）の変更申出を市に提出いたします。

◎報告第３３号

議　　長　次に、報告第３３号　市民農園の閉園について、事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書25ページと別冊１の11ページを御覧ください。

報告第３３号について、御説明いたします。

三直地先田５筆、3,090平方メートルを令和３年１０月から市民農園を開設していましたが、令和７年３月をもって閉園した報告がありました。

閉園理由は、集客が難しく、赤字が続いてしまったためです。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告第３３号について、意見がありましたら、お願いします。

笹本委員。

笹本委員　５番、笹本です。

ここって、閉園した後はどうするのでしょうか。何か決まっていますか。

事務局　特に決まっているという話はないようでございます。

笹本委員　そうなのですね。分かりました。

議　　長　ほかに何かご意見ありますか。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がないようですので、報告第３３号を終わります。

◎閉　　会

議　　長　以上をもちまして、令和７年第７回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたします。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和７年第８回農業委員会総会は、令和７年８月５日火曜日に市役所５階大会議室にて、午後２時から開催する予定でおりますので、よろしくお願いします。

（午後２時２６分）